

## 特記仕様書

### 1. 目的

この仕様書は、公益財団法人三重県下水道公社 南部浄化センター 場内植栽除草業務に関し、その必要な事項を定めるものである。

### 2. 場所

業務施行場所は、三重県四日市市楠町北五味塚 1085 番地 18 南部浄化センター内で別紙図面による。

### 3. 作業内容

#### (1) 樹木管理工

##### ① 剪定

- ・剪定対象領域は、別紙図面に示す通りとし、剪定対象木は、監督員と協議すること。
- ・軽剪定とする。
- ・K-2 エリアと歩道の境界にある樹木については、歩道上での歩行の妨げ防止のため、高さ 2 m 未満の枝は剪定すること。
- ・電線・電話線に接触させないため、電線・電話線から四方約 50 cm 空く様剪定する。
- ・伸長した枝を切詰め、樹冠の外観的な乱れを整えること。
- ・直径 2 cm を超える枝を剪定した場合は、切り口に防腐処理を行うこと。
- ・樹木の剪定時期は、11 月または 12 月頃とする。

##### ② 刈込み(寄植え)

- ・主として機械により刈込みを行う。
- ・補助的に刈込み鋏を使用する作業も含むものとする。
- ・寄植えの刈込高さは概ね 1 m 以下とする。

#### (2) 芝生管理工

##### ① 除草

- ・除草剤を動力噴射により薬剤を散布する。強風時は避ける事。

#### (3) 共通事項

- ① 発生した草、芝生、樹木等は場外搬出処分とする。
- ② 薬剤散布に必要な希釈水は南部浄化センターで支給とする。
- ③ 必要な材料・機械類は、受託者の負担とする。
- ④ 機械にて施工できないところは、人力とする。
- ⑤ 業務時間は勤務時間である 8 時 30 分より 17 時 00 分までとする。  
勤務時間外に業務を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出し許可を得なければならない。

#### (4) 作業日・作業範囲

- ・作業日、作業範囲は 10 日前までに監督員と協議し、決定する。また当日、作業範囲近くに駐車等ある場合は作業前に連絡すること。

#### (5) 業務の報告

- ・業務日報を作成し、実施した剪定本数、寄植刈込面積等を明記すること。